

令和2年9月定例会 文教委員会の概要

日時 令和2年10月8日(木) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 1時20分

場所 第8委員会室

出席委員 木下博信委員長

宇田川幸夫副委員長

高木功介委員、荒木裕介委員、武内政文委員、中屋敷慎一委員、

平松大佑委員、柿沼貴志委員、水村篤弘委員、西山淳次委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、

佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、関口睦市町村支援部長、

岡部年男教育総務部副部長、青木孝夫県立学校部副部長、

依田英樹県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、

古垣玲市町村支援部副部長、金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、

栗原正則総務課長、加藤健次教育政策課長、島村克己財務課長、

塩崎豊教職員課長、阿部正浩福利課長、豊田清明県立学校人事課長、

小出和重高校教育指導課長、佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、

中沢政人生徒指導課長、伊藤治也県立学校部参事兼保健体育課長、

竹井彰彦特別支援教育課長、片桐雅之市町村支援部参事兼小中学校人事課長、

八田聡史義務教育指導課長、高津導教職員採用課長、

横松伸二市町村支援部参事兼生涯学習推進課長、案浦久仁子文化資源課長、

阿部仁人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第99号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)のうち教育局関係	修正可決
第104号	埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第105号	財産の取得について(プロジェクター)	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

校長会等が実施する公的テストの実施状況について

【付託議案に対する質疑】

高木委員

- 1 第99号議案について、国際理解教育推進費を減額するとある。3,500万円という大きな額の減額となるが、代替の内容というものは何かあるのか。
- 2 第105号議案のプロジェクターについて、発表や資料を提示するというような授業ができるということは承知しているが、もう少し具体的には、どのような授業を想定しているのか。
- 3 プロジェクターを整備しただけでは意味はなく、整備した機器をどのように活用していくのか。また、県としてどのようなことに取り組んでいくのか。

高校教育指導課長

- 1 高校生40人をハーバード大学などに派遣するグローバルリーダー育成プロジェクト事業が主な減額である。事業の代替としては、国内研修で予定していた講演会をオンラインで実施することも含めて検討している。この講演会の中では、ハーバード大学を卒業したアメリカ人青年とオンラインでつなぎ、ハーバード大学で学んだことや埼玉の高校生へのメッセージなどを語ってもらうとともに、高校生からの質問にも答えてもらうことを考えている。また、過去にグローバルリーダー育成プロジェクトに参加した卒業生を招いて、プロジェクトで学んだことや留学の意義等について、現役の高校生に向けて語ってもらうことも検討している。
- 2 例えば、理科で神経の伝達の流れや化学反応の様子、社会であれば、歴史的資料や地形が形成されるまでの変化など、教科書だけでは具体的なイメージがつかめない、つかみにくい、そのような画像や動画を投影することで視覚的な理解を促したり、興味・関心を高めていくことが考えられる。また、英語の授業であれば、あらかじめ授業で使う英文を記入した画像を投影し、授業中の板書時間を減らしていくことで、発音や会話の練習等、その他の活動に時間を多く確保できるということを考えている。
- 3 既に整備済みの85校に対して、活用状況の調査を実施したところ、各教員が1週間に実施する授業数に対して、プロジェクターを活用した授業の割合は、約32パーセントであった。国語、数学、英語、理科、社会、主に普通教室を使用する5教科に限った使用率は38パーセントという結果が出ている。現在、教員の年次研修等において、プロジェクターなどのICT機器を活用した実践的な指導ができるよう、教員の指導力向上に向けて取り組んでいる。また、要望に応じて、総合教育センターの職員が学校を訪問して、ICT活用についての、教員対象の研修も行っている。さらに、これまで整備した学校での活用事例をまとめて、好事例を広く周知している。今後、より効果的な活用が進むよう、研修内容を改めるなど、研修の充実を図るとともに、引き続きプロジェクターをはじめとしたICT機器の活用事例を集めて、広く周知していくことで、学校の活用を進めていきたいと考えている。

高木委員

40名のハーバードをはじめとした大学への派遣がなくなったことの代替として、国内にいるハーバード大学卒業の人とオンラインで結んだり、卒業生、修了生の方々の話を聞くということであるが、そもそも、例えばハーバードなどの受入れ大学とオンラインで結んで授業をしようという計画が最初からあったのか。

高校教育指導課長

ハーバード大学を卒業したアメリカ人青年というのは、アメリカに在住する方である。オンラインで海外と結んでということについては、時差等の関係もあり、直接、オンタイムでやるのが難しい場合等もあったので、当初は考えていなかったが、メッセージ等を撮ることなどにより対応したいと考えている。

平松委員

- 1 教育課程推進費について、運営方法を見直したとあるが、具体的にどのように見直したのか。
- 2 総合教育センター費について、研修方法をどのように見直したのか伺う。
- 3 財産の取得について、高木委員からも指摘があったが、85校の状況調査をして、全体だと32パーセント、5教科だと38パーセントの使用率という話があった。この数字をどのように分析しているのか。科目ごとの傾向や数字そのものの評価、高いのか低いのかについて伺う。また、その中で、どういう課題が見えてきたのか。

義務教育指導課長

- 1 この費用に基づいて、例年では、教育課程の研究協議会や指導者助言者研修会を6月から7月にかけて、集合型の研修で開催している。今年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合型の運営方法を見直した。具体的には、協議会での説明予定資料に解説を付け加えた資料を作成し、市町村教育委員会を通じて各学校へ提供したほか、総合教育センターのホームページにも掲載して、教員が在宅勤務や校内研修などで自由に活用できるようにした。また、こうした解説資料の活用を促すため、県教育局の職員が、市町村教育委員会の指導主事などに対して資料の説明を行い、ネットワークの形で管内の学校に県から説明した内容が伝わるようにすることで、新学習指導要領の趣旨の周知徹底を図った。

高校教育指導課長

- 2 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、今年度については初任者研修をはじめとする教員の年次研修について、4月から8月まで、総合教育センターに集合しての研修は取りやめ、学校での机上研修という形で実施した。例えば、高校での初任者研修では、4月から8月までの全13回のうち2回は、同時双方向型のオンライン会議システムを活用した研修を行い、残りの11回はインターネット上での資料配布や動画配信を実施した。
- 3 活用の実態として現在32パーセントという数字であるが、昨年度は24パーセントであったので、活用の向上が見られたと感じている。ただ、教科別に見ると活用状況にばらつきがあり、その点が課題と感じている。国語が24.6パーセント、数学が21.3パーセントと他の教科に比べ少し低い状況があるので、例えば、数学であれば、グラフの変化を動画で見せたり、国語であれば、作品への感想を共同編集という形で書き込み、全体の意見を共有するなどの活用例を学校に好事例として紹介することで、活用の促進を図りたいと考えている。

平松委員

- 1 教育課程推進費について、本年は小学校では新学習指導要領がスタートするという重要な年である。中学校でも次年度から実施という、移行期間の最終年度であり、非常に重要な年である。協議会が開催できなかった中で影響が出たと思う。コロナ禍の中でや

むを得ない措置であったと思うが、今年度、どのようなフォローを行ったのか、あるいは次年度以降どうしていくのか。また、オンラインの活用という部分でも知見が得られたと思うが、次年度以降でもそういった活用について考えているのか。

- 2 総合教育センター費であるが、初任者研修など重要な研修について、取りやめもやむを得ない措置だと思うが、どのようにフォローしていくのか。オンラインの活用など次年度の工夫もできると思う。場所的にも総合教育センターは行田市にあるので、教員の負担も大きい。経費もかかってくるという話もあるため、オンラインを有効に使える、双方にとっていい話だと思うが、どのように考えているのか。
- 3 プロジェクターの活用にとどまらず、目的は生徒の学習理解をどう進めるか。そのためにICTという手段があるということだと思うので、ICT全体の活用を視野に進めていく必要があると考えている。その中で、義務教育関係については、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会でも示されたとおり、ICTガイドラインを作成、活用されているという話であるが、高校教育でもそういうものが必要だと思うが、考えを伺う。

義務教育指導課長

- 1 今年、小学校で新学習指導要領が始まり、また中学校の移行期間が最終年度と、重要な年であるのは御指摘のとおりである。教育課程説明協議会などについては、代替措置として先ほど答弁した資料の掲載等を行っている。そのほか、教育課程説明協議会などが新学習指導要領の趣旨・内容を教員に伝えていく場ではないので、例えば、今年の3月に小学校の学習指導と評価に関する資料を発行し、その資料の解説についても、臨時休業期間中に総合教育センターのホームページで公開をしている。併せて、今年度並行して中学校の指導と評価に関する資料についても、鋭意作成を進めている。加えて、教育事務所による学校訪問も再開している。訪問の際、授業について指導するとき、改訂された学習指導要領の内容についても指導を併せて行うことで、各学校、教員のフォローアップを図っている。また、オンラインの活用については、オンラインを活用することで、遠方の方とも、出張をせずによく情報交換をしたり、講義を聞いたりすることができるといったメリットがある。一方で、学校での授業と同じように、同じ立場の教員が対面する集合型の方法は、様々な方とコミュニケーションを取ることで思考を深めていくメリットがある。オンラインの活用については、来年度以降、こういった形で活用できるかといったことを含めて様々な方法を検討していく。

高校教育指導課長

- 2 集合しての研修が実施できなかった期間に、高校と特別支援学校の初任者には総合教育センターの指導主事が所属校を訪問し、教科指導上の助言や教員としての悩みや不安を聞き取り、アドバイスを行ってきた。また、小中学校の初任者に対しては、教育事務所や市町村教育委員会の指導主事が初任者の所属校を訪問して、アドバイスをを行うなどの支援を行った。8月末まで実施してきた机上研修では、一定程度の成果が得られたと考えるが、協議や実技・実習を伴う研修が十分に実施できなかったこともある。そのような研修については、現在計画されている研修の内容を精選して、協議や実習の時間を確保するなど、今後実施する総合教育センターでの研修の中でしっかりとフォローをしていきたいと考えている。今年度オンラインの活用などが行われ、次年度どのような工夫を行っていくのかについてであるが、机上研修の中には、オンライン会議システムによる研究協議や動画配信、受講者同士の情報交換を実施したのものもあった。オンラインでの研修には、繰り返し動画を視聴できることや、学校を離れずに研修を受けられるなどのメリットがある。また、総合教育センターに集まって行う研修、いわゆるオフラインの研修については、受講者同士が直接顔を合わせて交流を図ることができることや、対話による受講者同士の深い学び合いができることなどのメリットがあると考えている。

今後、オンライン研修のメリットとオフライン研修のメリットのいいとこ採りができるよう、両者のベストミックスを検討し、より良い研修ができるよう努めていきたい。

高校教育指導課長

- 3 プロジェクターだけでなく様々なICT機器を効果的に活用して授業を行うことで、生徒の授業に対する興味・関心、あるいは学びの質を向上させることができると考えている。また、グループの考えをプレゼンテーション資料にまとめて発表したり、アンケートシステムを使用してクラス全体の考えを集約して共有するなど、ICTを活用することで、学習指導要領が目指す、主体的・対話的で深い学びを実現することも促進されると考えている。学校でのICT活用を促進するため、ICT活用に関するガイドラインを含む埼玉県学校教育情報化推進計画を今後策定していきたい。

水村委員

第104号議案「埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」について伺う。高等学校専攻科の生徒に対する修学支援金と奨学のための給付金の支給事務について、個人番号を利用できるといった内容であるが、

- 1 条例が改正されることによって、事務手続の流れがどう変わるのか。
- 2 個人番号を利用することであるが、個人情報の漏洩対策は万全か。
- 3 今年度の実績からみて、就学支援金と奨学のための給付金の対象者数はそれぞれどのくらいを見込んでいるのか。

財務課長

- 1 現在は個人番号が利用できない状況であるので、申請に当たっては、申請者が課税証明書等を市役所等へ取りに行き、その書類をもって所得状況を確認している。今回の改正が認められ、来年度からマイナンバーを利用できるようになると、マイナンバーを記入することによって、課税証明書等を市役所等に取りに行く必要がなくなるので、申請者にとっては大変メリットがあるものと認識している。
- 2 マイナンバーの管理については、しっかりとした対策を取って、個人情報が流出しないように努めている。具体的には、高等学校における就学支援金等で既に対応しているが、提出されたマイナンバーは、財務課で借り上げている24時間警備の会議室のロッカーに鍵を掛けて保管している。マイナンバーから情報を取得するためのシステムには、運用面とシステム面から対策を取っている。運用面では、実際にシステムを扱う職員を限定しており、パスワードと生体認証という複数の認証を行っている。システム面では、マイナンバーを分散管理しており、マイナンバーを扱う業務と通常の業務を行うネットワークは分けて管理している。これにより、セキュリティについては確保されているものと考えている。
- 3 今年度から始まった制度であり、就学支援金については、既に申請をいただき、8月1日現在で38名の方が専攻科で認定されている。奨学のための給付金については、まだ申請段階であるが、同じく8月1日現在で17名の方が申請をしている。

水村委員

念のための確認だが、個人情報の管理を行う中で、外部委託をしたり、技術的に民間の方が触れるようなことがあるのか。

財務課長

申請書の審査については、民間には委託せず、財務課の職員で行っている。

柳下委員

- 1 第104号議案について、マイナンバー制度を利用することで、煩雑な手続きが軽減されるという説明であったが、実際の申請ではマイナンバー制度を使わなくても、課税証明書の提出でも手続きができるようになってきているということではいか。マイナンバーの利用は、情報漏洩の面で賛否両論がある。マイナンバー提出か課税証明書提出かを自由に選べるのか。選べるとしたら、その理由は何か。
- 2 マイナンバーカードの交付率が、8月31日現在、全国で19.4パーセントとなっているが、埼玉県は何パーセントか。
- 3 第99号議案については、新型コロナウイルス感染症の影響により、川の博物館の利用料金収入が減少したために463万3千円を指定管理者に支払うための増額補正とのことだが、この算出根拠、実績はどうなっているのか。
- 4 全体としてコロナに関しての減額補正となっているが、コロナの影響によって教職員や子供たちへの影響もあると思うが対策はどうなっているのか。

財務課長

- 1 先ほど説明したとおり、申請者にとってメリットがある制度である。「知らなかった」ということであり、本人にとって不利益となるので、基本的にはマイナンバーを利用してもらいたいということで、「申請のしおり」には記載している。ただ、中には「どうしてもマイナンバーを提出したくない」という方もいると思うので、「課税証明書等の提出でも可能です」と記載している。我々としては、セキュリティ対策を十分に行っているという認識ではあるが、納得いただけない方がいるのであれば、どちらを提出するか選択ができるよう案内をしている。
- 2 交付率について、教育委員会では把握していない。

文化資源課長

- 3 今回、463万3千円の増額補正を提案している。川の博物館は、コロナウイルス対策として2月29日から休館し、5月26日から開館を再開している。まず、3月から6月までの4月間の利用料金収入の減収額を過去の実績に基づいて出している。さらに、新型コロナ対策経費として、例えばマスクや体温計などを買った経費がある。そこから、施設の休止に伴う経費の節減額、例えばランニングコスト、電気代などであるが、休館をしていたことによってかかっていない経費もあるので、そういった節減分を引いた金額が、463万3千円となっている。

教育長

- 4 今回、減額の補正をお願いしているのは、例えば、国際理解教育推進費において、40人の高校生をアメリカのハーバード大学やMITに派遣し、国際的な視野に立って将来頑張ってもらえるような取組についてである。残念ながら中止になり、楽しみにしていた生徒にとってはかわいそうだと思う。影響は当然あるが、できる限り教育活動に支障を来さないようにしっかりと取り組んでいきたい。併せて、感染防止対策には万全を期していきたいと考えている。

柳下委員

今回、コロナの問題でオンラインの研修等も行ったということだが、初めて実施した教訓はどうだったのか。

高校教育指導課長

初任者研修やその他様々な研修で、同時双方向の研修の数は少ない状況であったが、動

画を配信したり、資料をオンラインで送ったりするなどの形で行うことができた。ただ、集まって協議をするなど、できていない部分もあったので、やはりオンラインとオフラインのベストミックスを考えていくということで、今回の教訓としたいと考えている。

西山委員

- 1 自然と川の博物館費について、柳下委員からの質問で計算方法は分かったが、なぜ9月定例会にこれを提出するのか。年度の考え方からいけば、3月近くまでやって、それで本当にどのくらい足りないのかどうか、ものによっては伸びる可能性もあるかもしれない。そういうことを考えると、年度末の方がいいのではないか。
- 2 プロジェクターについて、国費も入っていると思うが、財源の内訳はどうか。また、他県の導入状況はいかがか。それから素朴な疑問だが、オーバーヘッドプロジェクター、OHPは、部屋を暗くしないと見えなかった記憶があるが、このプロジェクターは、いちいちカーテンを閉めたりしなくてもよく見えるものなのか。
- 3 今後、プロジェクターの導入が進んでいった場合、様々な議論があると思うが、例えば、昔は白墨で先生が黒板に板書することのテクニックもあっただろうし、子供たちも写したりとか、そういう教え方がある程度確立していた部分もあると思う。今後プロジェクターを導入して、手元のパソコンで全部行うことになった場合、それが一概に良い方向に行くとも限らない気がする。例えば、プレゼンの方法としてパワーポイントが全盛の時代だが、授業全部をパワーポイントで行うことも考えられなくもない。そうすると、あまり教員の魅力とか能力というよりは、プレゼンテーションみたいな授業になってくると思われる。ICTなどの文明の利器を入れることが本当の授業の質の向上とか、子供たちの学力の向上につながるかというと思えない気もするが、考えを伺いたい。例えば、パワーポイントを授業でも使っていると思うが、パワーポイントだけの授業を行っている先生はいるのか。授業が45分間なら、45分間ずっとパワーポイントだけで行っているのか。極論すると、そういう方向に向かいかねない。買った以上は使ってくださいという話になると思われるが、どう考えているか。
- 4 今回は高校の予算の話だが、小中学校での今後の導入はどうなっていくのか。

文化資源課長

- 1 まず、基本的な考え方として、指定管理者と県とは基本協定書を結んでいる。基本協定書の中では、「天災その他やむを得ない事由により施設の全部又は一部を利用させることができない」といった、今回のような事例になると思うが、そういった場合の損失、その他経費の負担は、協議の上、決定するものとするという基本協定を結んでいることがベースとしてある。その上で、今回、川の博物館は2月29日から5月25日まで休館していた。その後も、コロナウイルスの関係で、入館される方がこれまでの実績と比較して半分程度ということで、入館料収入に大きな減が生じているというような状況がある。もちろん、指定管理者側では、経費の節減など様々な努力をしているところではあるが、毎月の収支のギャップを見ると、赤字が出ていることが多い状況にある。設置主体である県としては、川の博物館を県民の皆さんに楽しんでいただくため、健全で効果的な運営ができるようにサポートをしていく必要があると考えており、今回増額補正を提案するものである。

高校教育指導課長

- 2 財源については、県の単独予算となっている。また、近県の状況であるが、教室にプロジェクターを常設しているという自治体は少ない状況である。検討を開始したばかりという県もあれば、整備を計画している県もあると聞いている。本事業で、全高校にプロジェクターの整備が完了すれば、本県は全国に先駆けて比較的整備が進むことになる

かと思う。近県の状況であるが、千葉県は、各学校の予算で整備をしている学校もあると聞いている。また、神奈川県は今年度から普通教室へのプロジェクター常設化を始めたと聞いている。次に、OHPのように暗くする必要があるのかということについては、特にその必要はない。そのまま問題ないが、外が明るく黒板が光るようであれば暗幕などを引いた方が見やすいということはあると思う。

- 3 私がかつて勤務していた高校には、1時間投影しながら、歴史の授業で年度を追いながら解説していくような授業を行う教員もいた。対面による授業や会話をしていくことが一番重要なものであり、ICT機器全般に言えることであるが、これを全て使うという考え方よりは、ICT機器と対面等をうまくミックスさせていくことを考えていき、生徒の学び、授業の質の向上を図るものと考えている。

義務教育指導課長

- 4 小中学校においてはプロジェクターに限らず、例えばデジタルテレビや電子黒板といったものも含めて、「大型映像装置」という区分で、国が調査をしている。令和2年3月現在の国の調査の速報値において、普通教室の大型映像装置の整備率は、埼玉県内平均が48.3パーセント、全国平均が59.2パーセントとなっている。県内でも整備を進めているところであるが、全国平均を少し下回っている状況である。

西山委員

- 1 川の博物館について、なぜ9月なのかという点について、説明があったかよく分からない。2月から5月までの休館分の減収分の計算というのは分かるが、ずっとこれからコロナの影響でお客さんが来ない、いっぱい来てくれればいいが、それで減収してしまったら、それは面倒は見ないということではいいのかという疑問もある。他の部局の議案にも指定管理者関係が出てきているようだが、どうしてこのタイミングなのかということをもう少し明確に伺いたい。
- 2 プロジェクターについて、県単ということで、本県の肝入りの事業として、しっかりお金をかけてやろうという判断で導入されていると思うが、私が危惧するのは、教師の力量が良い機材があれば上がるのか、ということで、そのようなことは多分ないだろうと思う。例えば動画などを見せるという意味では刺激になり、良いと思うが、あくまでも本筋は、学校の先生のしゃべりの能力とか、生徒とのコミュニケーション能力などの方が、テクニクとしては重要ではないかと思う。機材にあまり頼りすぎることなく、教員としての魅力、実力を是非磨いていただきたいと思う。この点についてどう考えるか。

文化資源課長

- 1 3月以降、コロナ禍の状況が十分把握できていなかったのも、ここまで様子を見て、この時期になった。6月までの間は、看過できない収入の減があったので、今回、提案をしたところである。今後については、まだ全く状況が分かっていない。コロナの状況あるいは収入の減を見て、令和2年7月以降の影響については、実績を踏まえ、整理をしていきたいと考えている。

高校教育指導課長

- 2 ICT機器はツールでしかないもので、これを使う教員がいかにか効果的に使えるのかが重要である。そして、最終的に目指すところは、子供たちの学びの質を高めていくことにある。機器が整ったからもう大丈夫だということではなくて、日頃から教員が研鑽に努めるよう、今後とも効果的な活用ができるように指導をしていきたいと思う。

西山委員

川の博物館は、もう1回補正予算が出てくる可能性もあるということか。

文化資源課長

今後の影響をみて、もう1回ということはあると思う。

柿沼委員

- 1 自然と川の博物館費だが、これから先どうなるか分からない。これは誰にも分からないと思うが、また補正予算が出てくるかもしれないという答弁だった。それであれば、これから先ずっと補正をやっていくわけにもいかないの、根本的な解決に向けて、例えば、密にならない設備の投資だとか、お客を戻すための指導だとか、そういったことを今後はやっていかないとずっと続いてしまうと思う。その辺りの県の考え方を伺う。
- 2 プロジェクターについて、ICTを活用していくのは良いことだと思っている。耐用年数について使用頻度にもよると思うが、入替えの時期をどう考えているのか。また、今回は金額が大きく、これだけの量を用意できる県内企業はなかったということだが、入替えについては県内企業を考えているのか。

文化資源課長

- 1 今後の川の博物館の在り方について、確かに密にならないように美術館・博物館を来館者の皆様に見ていただくというのは、大変難しい状況がある。今も人数制限をしたり、入り口に体温計を設置したり、中に入る方に名前を書いていただいたり、というようなことに取り組んでいるところである。人数制限などをしていけると、やはりどうしてもお越しいただく方、見ていただく方が減ってくるという課題がある。コロナに対しては、正直申し上げて、この後どうしてこうかというところは模索している最中である。明確な答弁ができないが、川の博物館が持っている魅力を、例えばオンラインで発信するなど、様々な取組を通じて、同館についての理解を県民の方に持っていただければ、いろいろな方法を尽くしていきたいと思う。

高校教育指導課長

- 2 耐用年数は、一般的には5年ほどである。ただ、製品の性能が大変向上しているの、実際には5年を超える利用が可能であると考えている。今回導入するプロジェクターのランプの寿命も2万時間で、少なくとも5年は利用が可能であると思う。入替えについては、使用の状況を見て県で検討していくことになる。地元という考えは、当初の計画でも考えていたが、WTO案件であるので、できないところもあった。今後、入替えについてはしっかりと検討していきたいと思う。

荒木委員

プロジェクターについては、今回1,068台で、対象校が最終的に設置されていない55校ということであるが、1,068を55で割ると1学校につき20台弱ぐらいで、それを3学年で割ると5台、6台ということになる。これは普通教室のみのプロジェクターの設置ということであるが、社会科や理科の教室といった特別教室など、専門性のある教科を学ぶための教室に設置し、しっかりと分かりやすく内容を誘導するということがあってもいいと思う。今後の特別教室への整備方針を伺いたい。また、特別支援学校への整備状況についてはどうか。

高校教育指導課長

現在、高校については、据え付け型の前に、可動式のプロジェクターが各校に整備されている。特別教室については常時そこで授業が行われるわけではないため、可動式のプロジェクターを活用するという一方で、特に特別教室への設置は、現段階では考えていない。

特別支援教育課長

特別支援学校についても今年度から段階的に導入していく予定である。規模としては6クラスに1台分、今年度については、16校への整備を予定している。

荒木委員

特別教室についてはこれまで可動式で対応しているということであるが、今回、2億1780万円で性能が良いものであると思う。新しく購入されるものと比べると可動式の方が性能が劣っているところがあると思うが、今後のリニューアルについては考えていないのか。

高校教育指導課長

投影という観点においては、現在の可動式のもので十分な対応ができていると考えている。ただ、物によっては技術が進んでいる状況があるので、時代のニーズを見ていく必要はあると思うが、現時点としては、特別教室については可動式を考えている。

中屋敷委員

教育課程推進費、総合教育センター費で見直しを図ったとのことで、これは事業の状況を見ての対応だと思う。その中で、研修の在り方のベストミックスをオンライン、オフラインで作っていきと受け取らせてもらった。研修そのものをそういった考えで行っていくのは良いが、県教育委員会に求められているのは、教育という場において、ベストミックスをどう作るのかと考える。先ほど西山委員、平松委員も言っていたが、そこが肝要だと思う。研修のために生かしていくということは十二分に分かる。しかし、今回得られたことから、本県の教育全般に向けて、それをどう生かせるのかによって、ICTの教育がどう進んでいくのかが現れていく。私はそこが大事だと思っている。昨日、地元の市の取組が県内では相当進んでいるということで、視察に行った。半年前を振り返ると、東洋経済の中でICT環境の整っていないところのワースト50位に入っていたのに、理解の深い人が関わり、変えるんだという環境があれば、どんどん変わっていくことが分かった。本県教育委員会のICT教育に関する部分の姿勢みたいなものは、こうした不測の事態から得たことの中から現れてこないと言った説得力も何もない。そういったところをどのように捉えているのか。両課長はもちろんだが、全体として、先ほど、教訓という言葉も出たが、得られたものから何を積み上げていくのかということが非常に重要だと思うが、考えを示してもらえると我々は安心するがどうか。

教育長

今回、コロナの関係では学校の教育活動もそうだが、教員の育成の部分についても、これまでの取組が通用しないということになって、新たなICTを活用した取組が順次進んできた。最初は手探りで、やむを得ずICTを使用するという形だったと思うが、ICTを活用することによって、今まで対面ではできなかった、あるいはもっと効率的にとか、別の部分の良さがあることが分かってきたと思っている。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の部局別審査でもいろいろ指導いただいたが、多額の予算を頂き、県立学校については高速大容量の通信回線を新たに整備できるようになり、市町村でも全て一人一台

端末の環境が整う見込みとなったので、これを機会に委員からもお話しがあったとおり、埼玉県として、県全体で小中学校、高等学校、特別支援学校を通じてICTを活用した教育を行い、県全体の教育の質の向上につながるよう一所懸命取り組んでいく。

中屋敷委員

本当にそうしてもらいたい話だと思うし、やり取りの中でどうしても忘れてはいけないのは、特別委員会でも教育長が言ったチョーク1本の気持ちだと思う。教員の皆さんがそういう気持ちの中から、うまく活用していく、それが本県の示すICT教育の環境なんだということを進めていただくよう、努力を賜りたいと思うがどうか。

教育長

ただいま指摘いただいた点を十分に踏まえると、良い授業をするというのは、教員の人間性が問われていると思っている。西山委員からも御指摘いただいたが、その人間がいかに魅力的な人間かということが、子供たちが前を向いてしっかり授業を受け止めてくれることの基本だと思っているので、教員の資質の向上、人間力の向上、そして授業方法の改善を一体的に取り組んでいく。

【中屋敷委員ほか3名から提出された第99号議案に対する修正案の説明】

武内委員

第99号議案「埼玉県一般会計補正予算（第7号）」に対する修正案を中屋敷委員、荒木委員、高木委員、そして私との連名で提出させていただいた。

提案理由を申し上げる。本議案は、総務県民生活委員会に付託されている第100号議案「知事等の給与の特例に関する条例」に基づいた予算が計上されている。具体的には、教育長の給与46万4千円の減額である。第100号議案については、先ほど、総務県民生活委員会で採決が行われ、否決された。よって、同議案に基づいた補正予算の部分を修正する修正案を提案するものである。修正箇所については、お手元に配布した資料で確認いただきたい。

以上をもって、本修正案の提案理由とする。慎重な審議の上、賛同いただけるよう、よろしく願います。

【第99号議案に対する修正案に対する質疑】

なし

【付託議案及び第99号議案に対する修正案に対する討論】

柳下委員

第99号議案への自民党提出の修正案に対する反対討論をする。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による感染失業者は205万人にのぼり、会社から仕事を休業させられた人も216万人と言われている。コロナ対策の最前線にいる看護師ですら、医療機関の減収によりボーナスも減額されている状況である。政治家がこれらの方たちの状況に我がこととして寄り添うべきである。知事や副知事、教育長などの給与の減額とその分を一般会計からコロナ基金へ繰り入れるという行為は当然、認めるべきである。これをパフォーマンスだとして否決する理屈は県民には理解を全く得られない。

以上の点から反対する。

柿沼委員

補正予算第99号議案「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）」に賛成する立

場から討論する。

現状を見る限り新型コロナウイルス感染拡大への対応は、今後も長引くことが予想されている。厳しい財政状況の中でも、県として引き続き新型コロナウイルス対策に取り組んでいく姿勢を示すため、一般職に先駆けて教育長が給与を減額するものである。埼玉県教育現場においても、新型コロナウイルス感染症対策として、様々な支出を迫られ財源を必要としていることは県民の声を聴いても明らかであり、また、依然として県民生活に多大な影響を及ぼしているということを考えれば、教育長として給与を減額し、身を切ることにより、しっかりと新型コロナウイルス対策に取り組んでいくという強い思いを示したものと評価できる。

以上の理由から、今後、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、一層の取組強化を期待して、本議案に賛成する。

【所管事務に関する質問（校長会等が実施する公的テストの実施状況について）】

荒木委員

現在、埼玉県の公立中学校において、中学校長会等により、公的テストが実施されている。これについては過日、岡田静佳議員が一般質問でも取り上げた。改めてこの場で細部にわたって伺えればと思い、問題意識を持って所管事務調査として取り上げたい。まず初めに、公的テストの実施区分はどうなっているのか。また、公的テストの年間の実施回数と1回のテストの金額はどうか。そして、その金額を捻出するための財源はどうなっているのか。

義務教育指導課長

現在実施されている公的テストの実施区分については、14の区分に分かれており、それぞれ、実施回数や内容も異なっている。現段階で把握している情報を基にお答えすると、実施回数については、2回のところもあれば、3回、4回のところもある。また、1回当たりの金額についても、500円未満のところもあれば、2千円弱ほどの金額で実施しているところもある。加えて、財源についても、完全に受益者負担というところもあれば、完全に公費負担で実施しているところもある。

荒木委員

今状況を伺う限りでは、年間のテストの実施回数や金額に至るまで、各市町村によって、あるいは自然発生的に区分けされている中で実施されている公的テストには、ばらつきがあるという話である。本県に限らず、業者のテストは平成4年度に当時の文部省から「1業者が公立の学校の授業時間を割いてテストを行うことについては、疑問を呈する」と、やめる方向で考えるという通達があったと思う。しかし、それ以降偏差値というものの在り方については、いろいろな見方、特に否定的な見方がなされてきた。当然、公立学校の教育現場では、業者テストはなくなり、埼玉県全県下で推し測れるような偏差値テストというのは、事実上ないということである。そうした状況の中で、子供たちを塾に通わせ、そしてその塾の中で行う偏差値テストに自分の今の学力レベルはどこにあるかということを探って行ってきたという過去があると思う。しかし、塾というのは当然通わせることができる家庭と通わせることのできない家庭というように各家庭の経済格差によって、それが反映されるところもある。その前提がある中で、公的テストは、答弁いただいたようにいろいろな意味でのばらつきや格差があって、受験生にとっては非常に不安要素が多いということだと思う。こうした不公平感が否めない状況を県としてどう考えるか。

義務教育指導課長

今の公的テストについては、先ほど、現段階の把握している状況を基にお答えしたが、

今の時点ではどのような問題であるとか、どのように生徒にフィードバックがなされているのかなどといったことの詳細については把握していない。それらを把握した上で、課題を整理していく必要があると考えている。その上で、今の公的テストについてであるが、例えば実施回数や母集団の大きさ、費用の有無についてグループ間で実態が様々であることは事実であり、県内全域の生徒が参加できるようなテストを実施することは、生徒がより自分の立ち位置を客観的に把握する上で有効な手段であると考えている。

荒木委員

まずは、いろいろな格差などについて現状認識に徹するという答弁であったと思うが、公的テストが市町村単位で行われている状況が続いている。私が思う1番の問題は、テストが行われている市町村や行われている単位によって出題される内容が違うということである。最終的には、公的テストの広域化を推し進めてほしいが、まず前段として、出題される内容の統一を進めていただきたい。そうすることで、生徒は県内における学力の位置をある程度分かるようになると思う。現状で行われている公的テストの有用性をどのように認識しているのか伺う。

義務教育指導課長

先ほどの答弁と重なってしまうところもあるが、実施回数、母集団の大きさ、費用、出題される問題、生徒へのフィードバックの在り方が違っているのは事実である。それによってどのように有用性に影響が出ているかについて、現状の課題を整理した上で、広域的なテストの実施について検討していく必要があると考えている。

荒木委員

検討の段階ということで、明確な答弁が得られないことは想像しているが、1番初めに答弁のあった現状の公的テストの格差、違いに加えて、こういった状況で行われるテストの有用性については、非常に疑問である。しかしながら、平成9年から平成18年まで、偏差値の在り方を国が下向きに見ていたが、平成18年以降、一つの物差しとして推し測る偏差値の在り方が見直されている向きがあると認識している。私としては、こうした有用性を担保した上で、偏差値を教育現場で使ってほしい。特に、受験を控えた生徒にとっては、大きな一つの指針となる。県として検討する中で、市町村にどのように関与し、強いリーダーシップを持って、この検討を推し進めていくのか伺う。

義務教育指導課長

これまで平成30年度頃から、公的テストの広域化に向けて取り組んできた。その際には、地域的に隣接しているなど、共同実施ができるのではないかと見込んだ地域の校長会にお声掛けをしてきた。先ほど答弁したとおり、まだ14という状況であるので、十分まとりきっていないと思っている。今後については、実態を把握した上で、全市町村に対して県の方針を示し、市町村と丁寧に協議しながら進めていきたいと考えている。

荒木委員

検討段階なので難しいという答弁になると思うが、今の答弁を聞いていると最終的にはお金というところにまで一歩突っ込んで、県として関わり方はいろいろあるかと思うが、県として財政的支援が必要だと思う。実施主体がまだ決まらない以上、支援するにしても、どれくらいのパーセンテージとするかなど検討課題はあるが、教育については、市町村が主導権を握ってやるという前提に立って考えたとき、県として、できる部分の財政的支援や公的テストの広域化に向けて検討していくことで、更なる広域化の推進につながるものと思うがいかがか。

義務教育指導課長

現在、各学校で既に公的テストが実施されているので、今の公的テストの課題も含めた上で、実施主体や形態、費用負担などの課題を市町村と協議した上で整理していく必要があると考えている。今の段階で、県がどのように関わるのかを決め打ちするものではなく、丁寧に協議を行いながら、進めていきたいと考えている。

荒木委員

財政的な面については、明言が難しいと考えながらもあえて質問したところである。最後に、現状では学校の先生が生徒の学力が分からずに、中学3年生にどこを受験していいのか言いにくい状況が教育の現場ではある。こうした事情を鑑みながら、偏差値の重要性については見直されつつある中、決して偏差値を排除することのないように、進路指導にも取り入れるべきと考えるがいかがか。県としての前向きな答弁を求める。

義務教育指導課長

委員御指摘のとおり、偏差値に対する学校教育の捉え方というのは、25年から30年の間に非常にいろいろな変遷を経て変わってきているのは事実である。生徒一人一人の適性、能力、関心といったものを踏まえた上で進路指導することが求められるので、偏差値のみに依存した進路指導はよろしくないと考えている。生徒が今の段階での学力や高校への合格可能性を知る上で偏差値を活用することは、県の方針でもそのとおりであると考えている。各中学校に対してもこうした考えを周知していく。